

「第5回旭川医科大学有識者委員会議事概要」

日 時：令和2年10月23日（金）14：04～16：58

場 所：旭川医科大学第二会議室

出席者：（委員） 仁科秀隆（弁護士，中村・角田・松本法律事務所所属）

三谷庸（旭川医科大学学長アドバイザー）

古川博之（旭川医科大学病院長）

（オブザーバー）

福田俊彦（旭川医科大学顧問弁護士，マイル法律事務所所属）

議 事：

仁科委員の進行により、これまでの議論を整理した後、今後の検討事項について議論された。議事概要は、以下のとおりである。

- ・ 本委員会では、一連の不正事案にかかる原因分析と現在の兼業の実態を踏まえた兼業規程の新たなルール作りについて、主にミクロの視点（過去の個別の問題事例の分析や個別の兼業先・兼業時間の調査等）から議論を行ってきた。この視点の議論も重要であるが、次回以降は、大学としての理念や方針、大学を取り巻く環境変化（北海道が抱える地域医療の問題等）といったマクロ的な視点から兼業規制がどうあるべきかについても議論を重ねたい。ミクロの視点のみから新たな兼業のルールを作っても、今年発生したコロナ禍でも経験した医療体制の突発的かつ予測不能な変動等の外部環境の変化に十分に対応できない可能性があるため、可能な限り、将来の問題にも対応できる、しなやかなルール作りを目指したい。
- ・ その観点からは、本学がこれまでどのような方針を社会に公表してきたかという点を踏まえた上で、本学が今後目指す一定の方向性を明らかにしたい。そして、それらを本学の「兼業に関する基本的な考え方（総論）」として盛り込み、新たな兼業規制が本学の目指す方針の一角を担うものであることを明確にし、本学の職員全員の理解と賛同を得る必要があると思われる。
- ・ 医員を含む非常勤職員（短時間勤務職員）の兼業の取扱いについては、常勤職員と同様の制限を設けるべきか、別枠の設定を行うべきか、それとも規制を設けないか、更なる検討が必要である。
- ・ 将来的には、大学のあるべき姿や公的病院の在り方が変わっていくことも予想されるので、長期的に見れば、質的な制限（診療に係る兼業先の承認の可否の検討に当たり、本学の方針に沿う兼業であるか否かを考慮するなど）を設けることもあり得るのではないかと。

- ・ 職員が時間外に従事する当直のような兼業についても、兼業規制で上限規制を設けることを検討している時間の制限に含むかどうか、含むとした場合には、時間のカウントの仕方をどうするか更なる議論が必要であり、どのような兼業に対して時間の制限を設けるかを明らかにする必要があるのではないか。
- ・ 兼業のうちの当直業務において、拘束時間をすべて兼業時間とするか、実働時間のみを兼業時間とするか、学内での統一のルールがないため、取扱いを明確にする必要があるのではないか。
- ・ 当直業務は救急患者に対応する必要があるため、事前に労働時間を正確に把握することが難しく、事前の許可制という兼業規制の本質に照らすと、当直業務のうち診察に対応する時間とそうでない時間を区別することは難しいのではないか。
- ・ 2024年度以降に実現されることが予定されている「医師の働き方改革」の検討過程においても、兼業時間が時間外労働時間に含まれるのか否か議論がされている。それらの内容をも踏まえて、兼業時間の制限を適用するに当たっての具体的な時間の算出方法を考える必要があるかどうかを検討する必要があるのではないか。
- ・ 本学の医師は変形労働制を採っていることから、土日を勤務時間とすることもあり得るという実態があるものの、兼業規制の本分に照らすと、「旭川医科大学病院の診療日・診療時間（平日 8:30～17:15）に学外で兼業に従事している時間帯は、本来は旭川医科大学病院における診療を行うべきであり、当該時間帯に兼業を行う場合は、移動時間も含めて全て兼業時間としてカウントするという方法」も、兼業時間の制限を適用するに当たっての具体的な時間の算出方法として考えられるのではないか。

本件のお問い合わせ先 福田俊彦弁護士（マイル法律事務所、電話番号：03-6450-5721）

資料名【第5回旭川医科大学有識者委員会議事概要】